第7次西条市障がい者福祉計画

障害者基本法に基づく第5次障がい者基本計画 障害者総合支援法に基づく第7次障がい福祉計画 児童福祉法に基づく第3次障がい児福祉計画

> 令和6年3月 愛媛県 西条市

はじめに

日本の総人口は、少子高齢化の進行に伴い、2011年 以降毎年減少する本格的な人口減少社会に突入しておりま す。特に地方においては若年層の人口減少の急速な進行に よる地域活力の減退や地域コミュニティの維持など多くの 課題に正面から向き合い、解決していくことが求められて おります。本市は「第2期西条市総合計画」並びに「西条 市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図り、 「持続可能都市西条2050」を実現するために、公民連 携による「共助」の枠組み形成やSDGs×DXの推進等、 各種施策の取組を鋭意進めているところであります。



こうした中、障がいの有無に関わらず、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮しながら、生涯を通じて幸せな暮らしが送れるよう、地域と一体となった支援体制の構築に取り組むことが重要であります。

本市においては、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」の基本理念の下、令和3年度に「第6次西条市障がい者福祉計画」策定し、これまで3年間様々な障がい福祉施策に取り組んでまいりました。

そして引き続き本市の障がい福祉施策を計画的に推進していくため、障がいのある方、 障がい者団体、関係機関を対象に実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果、さら には、社会情勢の変化や新たな課題等も踏まえて、令和6年度から始まる「第7次西条市 障がい者福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、国の基本指針に基づきながら、これまでの福祉施策の実績をベースに、これからの障がい者福祉の在り方を見据えつつ、本市の障がい者福祉行政のめざすべき方向性を定めたものです。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関の一層のご理解とご協力を得ながら、誰もが地域社会の一員として、生きがいを持って安心して生活ができるまちづくりをめざして、更なる取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました西条市障がい者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査へのご協力やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました関係機関・団体、市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

目 次

第I約	総論	1
第	章 計画策定にあたって	2
第	章 障がい者福祉に関する現状	5
第	章 計画の推進に向けた課題	25
第	章 計画の基本的な考え方	27
第2約	障がい者基本計画	29
施	体系	30
第	章 啓発・広報の推進	3 I
第	章 保健・医療の充実	34
第	章 教育・育成の充実	37
第	章 雇用・就業の確保	39
第	章 生活支援サービスの充実	41
第	章 生活環境の整備・充実	45
第	章 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	48
第	章 差別の解消、権利擁護の推進	50
第3約	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	52
第	章 基本指針見直しのポイント	53
第	章 成果目標の設定	55
第	章 障害福祉サービス等の見込みと確保方策	6 I
第	章 障害児通所支援等の見込みと確保方策	72
第4約	計画推進に向けて	75
第	章 計画の推進体制	76
第	章 計画の点検及び評価	76
第5約	資料編	77
1	考資料	78
2	5条市障がい者自立支援協議会委員名簿	79